

●香川県公告第三百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社マルナカ  
高松市円座町一〇〇一番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社マルナカ新土庄店  
小豆郡土庄町字半の池甲一三六〇一七一ほか
- 3 変更しようとする事項
  - 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 午前十時  
変更後 午前九時
  - 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
変更前 午後八時  
変更後 午前零時
  - 三 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時四十分から午後八時二十分まで  
変更後 午前八時四十分から午前零時二十分まで
- 4 変更年月日  
平成十四年六月七日

二 届出年月日

平成十四年五月七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所  
香川県商工労働部商工政策課  
土庄町役場商工観光課
- 2 縦覧期間  
平成十四年五月二十一日（火曜日）から同年九月二十四日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年九月二十四日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び土庄町役場商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 四 意見の内容
- 2 提出先  
郵便番号七六〇-八五七〇  
高松市番町四丁目一番十号  
香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ